

証券コード5976
平成29年6月8日

株 主 各 位

東京都品川区東五反田二丁目17番1号

高周波熱錬株式会社

代表取締役社長 溝 口 茂

第106回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第106回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って平成29年6月27日(火曜日)午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月28日(水曜日)午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 東京都品川区東五反田二丁目17番1号
オーバルコート大崎マークウエスト15階 当社会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第106期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第106期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 株式の大量買付けに関する適正ルール(買収防衛策)承認の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月27日（火曜日）午後5時45分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、別添（3頁）の【**インターネット等による議決権行使のご案内**】をご高覧の上、平成29年6月27日（火曜日）午後5時45分までに行使してください。

(3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.k-neturen.co.jp/>）において掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト（<http://www.k-neturen.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
- （ご案内）株主総会終了後、同会場において株主懇談会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <http://www.web54.net>

※ バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成29年6月27日（火曜日）午後5時45分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によつて複数回数、またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

パソコン用サイトによる場合

ア. 画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。

イ. WebブラウザおよびPDFビューアがインストールされていること。

(以下の組み合わせで動作確認をしています。)

(a). Windows Vista®の場合

WebブラウザとしてInternet Explorer® Ver. 7～9、PDFビューアとしてAdobe® Reader® Ver. 9

(b). Windows® 7の場合

WebブラウザとしてInternet Explorer® Ver. 8～11、PDFビューアとしてAdobe® Reader® Ver. 11

(c). Windows® 8.1の場合

WebブラウザとしてInternet Explorer® Ver. 11、PDFビューアとしてAdobe® Reader® Ver. 11

- * Windows、Windows Vista、およびInternet Explorerは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。
 - * AdobeおよびReaderは、Adobe Systems Incorporated (アドビシステムズ社) の米国およびその他の国における登録商標または商標です。
- ウ. ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除 (または一時解除) するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
- エ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター
[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、全体的には緩やかな回復基調で推移いたしました。また、世界経済は、中国をはじめとする新興国の景気の低迷が懸念されるものの、米国や欧州においては比較的堅調に推移いたしました。

このような状況のもと、当社グループは、第13次中期経営計画「Global Innovation 70th」に掲げた成長戦略である積極的な海外事業展開と、「経営」「技術」「生産」「機能」「人づくり」における革新に取り組むことにより、経営体質の強化、企業価値のさらなる向上を図ってまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、433億96百万円（前連結会計年度比1.1%増）、営業利益は、30億3百万円（前連結会計年度比40.0%増）、経常利益は、35億89百万円（前連結会計年度比30.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、28億34百万円（前連結会計年度は、6億87百万円の損失）となりました。

② 事業別概況

<製品事業部関連事業>

当社主力製品である土木・建築関連製品の販売量は、ほぼ前連結会計年度並みの量を確保できました。

また、高強度ばね鋼線（ITW）の販売量は、米国では減少したものの、中国、欧州および国内が堅調に推移したため、前連結会計年度と比較し増加いたしました。

この結果、販売価格の低下と為替の変動などにより、当該事業の売上高は、205億82百万円（前連結会計年度比3.7%減）、原価低減活動などにより、営業利益は、16億2百万円（前連結会計年度比34.2%増）となりました。

<IH事業部関連事業>

熱処理受託加工関連の売上高は、建設機械向けの受注が回復してきたこと、自動車向けの受注が堅調に推移したことにより、前連結会計年度と比較し増加いたしました。また、建設機械部品関連の売上高は、国内、中国ともに受注が回復してきたことにより、前連結会計年度と比較し増加いたしました。また、自動車部品関連の売上高は、国内の販売量が伸び悩んだものの、前連結会計年度並みの売上を確保できました。

一方、誘導加熱装置関連の売上高は、中国や国内での受注が減少したことなどにより、前連結会計年度と比較し減少いたしました。

この結果、当該事業の売上高は、226億89百万円（前連結会計年度比6.0%増）、営業利益は、13億42百万円（前連結会計年度比50.1%増）となりました。

<その他>

当該事業は、不動産賃貸事業等であります。

当社保有の賃貸物件については、小規模ではありますが安定的に業績に寄与しております。

この結果、当該事業の売上高は、1億24百万円（前連結会計年度比0.8%減）、営業利益は、58百万円（前連結会計年度比1.5%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、31億67百万円となりますが、各事業の主な内容は以下のとおりであります。

製品事業部関連事業では、欧州での増産対応および合理化投資を中心に実施しております。

当該事業における設備投資額は、5億9百万円となりました。

IH事業部関連事業では、新規事業投資、増産対応および合理化投資を実施しております。

当該事業における設備投資額は、24億88百万円となりました。

その他は、主として研究開発に係るものであります。

当該事業における設備投資額は、24百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

当社グループの資金調達につきましては、基本的に自己資金を充当することとしておりますが、新規子会社の設立や新工場の建設など大規模な投資が必要な場合は、外部からの資金調達を含め対応しております。

なお、当連結会計年度においては、設備投資に係る重要な借入れはありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は回復基調で推移しているものの、先行きの不透明感は払拭されておられません。当社グループとしては、このような状況のもとでも以下の課題に取り組んでいくことにより、企業価値の向上を目指してまいります。

- ① 顧客ニーズに合った商品を提供するとともに、新商品の開発と市場投入をタイムリーに行うこと。また、受注状況の変化に対して、素早く適切な対策を講じること。
- ② 省エネ化を含めた生産性向上のための設備投資を行い、電気料金の値上げなど不可避的なコストアップが生じた場合にも業績に与える影響を最小限度に留めること。
- ③ 災害復興や大型プロジェクトに関する需要に的確に対応し、安定した品質の製品をタイムリーに市場に提供していくこと。
- ④ グローバル展開を推進していくための戦略を構築するとともに、技術を高め、必要人財の確保と育成を急ぐこと。また、管理体制を強化することによって、海外事業の安定化と早期の連結業績への貢献を実現するとともに、海外事業特有のリスクの見える化とその対策に役立てること。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (当連結会計年度)
売 上 高	46,997百万円	46,895百万円	42,905百万円	43,396百万円
営 業 利 益	3,686百万円	3,001百万円	2,145百万円	3,003百万円
経 常 利 益	4,449百万円	3,620百万円	2,758百万円	3,589百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	2,939百万円	2,105百万円	△687百万円	2,834百万円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	68円96銭	49円41銭	△16円12銭	66円98銭
総 資 産	78,374百万円	81,828百万円	76,610百万円	76,230百万円
純 資 産	61,658百万円	66,176百万円	62,202百万円	63,319百万円
1株当たり純資産額	1,325円53銭	1,411円70銭	1,322円16銭	1,381円64銭

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ネツレン・ヒートトリート	80百万円	100.0%	金属熱処理加工
株式会社ネツレンハイメック	80百万円	100.0%	機械装置の製造販売
九州高周波熱錬株式会社	36百万円	100.0%	金属熱処理加工
株式会社ネツレン小松	40百万円	40.0%	金属熱処理加工
株式会社ネツレン・ヒラカタ	20百万円	55.0%	金属熱処理加工
ネツレン・ユー・エス・エーInc.	16百万米ドル	100.0%	合弁会社の管理およびメンテナンスサービス事業
ネツレン アメリカ コーポレーション	19百万米ドル	57.9% (57.9%)	高強度ばね鋼線の製造販売
塩城高周波熱錬有限公司	83百万中国元	50.0%	誘導加熱装置、自動車部品等の製造販売および金属熱処理加工
上海中煉線材有限公司	152百万中国元	40.0%	高強度ばね鋼線の製造販売
広州豊東熱錬有限公司	25百万中国元	60.0%	金属熱処理加工
高周波熱錬（中国）軸承有限公司	195百万中国元	100.0%	建設機械部品の製造販売
ネツレン・チェコ有限会社	400百万チェコ コルナ	90.0%	高強度ばね鋼線の製造販売
PT. ネツレン・インドネシア	42,694百万インド ネシアルピア	90.0%	メンテナンスサービス事業および金属熱処理加工
ネツレン・メキシコ, S.A. de C.V.	186百万メキシコ ペソ	100.0% (2.0%)	メンテナンスサービス事業および金属熱処理加工

(注)1. 議決権比率の（ ）内の数字は、間接所有割合を内数で示しております。

2. 株式会社ネツレン・ヒラカタは、当連結会計年度において当社が株式を追加取得したことにより連結子会社となりました。

③ その他

該当事項はありません。

(7) 企業集団の主要な事業内容

事業区分	事業内容
製品事業部関連事業	PC鋼棒・異形PC鋼棒・せん断補強筋・高強度ばね鋼線等の製造販売
IH事業部関連事業	熱処理受託加工および誘導加熱装置・自動車部品・建設機械部品等の製造販売

(8) 企業集団の主要拠点等

① 当社の主要な事業所

事業所名	所在地	事業所名	所在地
本社	東京都品川区	IH事業部 茨城工場	茨城県ひたちなか市
IH事業部 寒川工場	神奈川県高座郡寒川町	〃 平塚工場	神奈川県平塚市
〃 刈谷工場	愛知県刈谷市	製品事業部 平塚工場	神奈川県平塚市
〃 可児工場	岐阜県可児市	〃 赤穂工場	兵庫県赤穂市
〃 岡山工場	岡山県総社市	〃 いわき工場	福島県いわき市
〃 尼崎工場	兵庫県尼崎市	研究開発センター	神奈川県平塚市
〃 神戸工場	兵庫県神戸市北区		

(注) 研究開発センターは、平成29年4月1日より研究開発本部に名称変更しております。

② 主要な子会社の事業所

事業所名	所在地	事業所名	所在地
株式会社ネツレン・ヒートトリート山口工場	山口県山陽小野田市	塩城高周波熱煉有限公司	中国江蘇省大豊市
株式会社ネツレン・ヒートトリート山形工場	山形県東根市	ネツレン アメリカコーポレーション	米国オハイオ州ハミルトン
株式会社ネツレン小松	石川県小松市	高周波熱煉(中国)軸承有限公司	中国山東省済寧市
上海中煉線材有限公司	中国上海市	ネツレン・チェコ有限公司	チェコ共和国ウスティ州ザテツ市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,407名	+78名	一歳	一年

(注) 従業員数には、パートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
800名	+42名	39.6歳	15.0年

(注) 従業員数には、パートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,139百万円
株式会社三井住友銀行	491百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 150,000,000株

(2) 発行済株式の総数 43,790,500株

(注) 平成29年3月17日付で実施した自己株式の消却により、前期末と比べて923,430株減少しております。

(3) 株 主 数 3,142名

(4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
新 日 鐵 住 金 株 式 会 社	3,101 ^{千株}	7.4 [%]
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,851	4.4
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NVIO1	1,829	4.4
株 式 会 社 三 菱 東 京 UFJ 銀 行	1,432	3.4
J F E ス チ ー ル 株 式 会 社	1,171	2.8
知 多 鋼 業 株 式 会 社	1,029	2.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	980	2.4
株 式 会 社 メ タ ル ワ ン	976	2.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	944	2.3
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	907	2.2

(注)1. 当社は、自己株式2,146千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の持株数は、信託業務に係るものであります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(平成29年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	溝 口 茂	製品技術本部・研究開発センター管掌
常務取締役	元 木 信二郎	IH事業部長、品質保証本部長 〔重要な兼職の状況〕 広州豊東熱煉有限公司董事長 高周波熱錬（中国）軸承有限公司董事長
常務取締役	大 宮 克 己	設備担当、製品事業部長 〔重要な兼職の状況〕 ネツレン アメリカ コーポレーション代表取締役社長 ネツレン・チェコ有限会社代表取締役社長
取 締 役	合 屋 純 一	IH事業部副事業部長、IH事業部熱処理教育センター長、TQM推進室長 〔重要な兼職の状況〕 株式会社ネツレン・ヒートトリート代表取締役社長 PT. ネツレン・インドネシア代表取締役社長 ネツレン・メキシコ, S. A. de C. V. 代表取締役社長
取 締 役	安 川 知 克	安全衛生・環境担当、管理本部長 〔重要な兼職の状況〕 株式会社ネツレン・名南代表取締役社長
取 締 役	村 田 哲 之	事業開発本部長、IH事業部営業部長
取 締 役	鈴 木 孝	製品事業部副事業部長、調達本部長、製品事業部業務部長
取 締 役	川 寄 一 博	技監
取 締 役	寺 浦 康 子	〔重要な兼職の状況〕 エンデバー法律事務所 パートナー弁護士
監査役（常勤）	稲 垣 均	
監 査 役	吉 峯 寛	〔重要な兼職の状況〕 公益財団法人三菱経済研究所 副理事長
監 査 役	中 野 竹 司	〔重要な兼職の状況〕 中野公認会計士事務所 所長 石澤・神・佐藤法律事務所 パートナー弁護士

- (注)1. 取締役寺浦康子氏は、社外取締役であります。なお、当社は、同氏が株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
2. 監査役吉峯寛氏および監査役中野竹司氏の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は、両氏が株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。また、監査役中野竹司氏は公認会計士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。
3. 研究開発センターは、平成29年4月1日より研究開発本部に名称変更しております。
4. 平成29年4月1日付で、取締役の担当を次のとおり変更いたしました。

地 位	氏 名	担 当
常 務 取 締 役	元 木 信二郎	品質保証本部長
取 締 役	合 屋 純 一	IH事業部長、IH事業部熱処理教育センター長、TQM推進室長

5. 当事業年度中に退任した取締役および監査役

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
中尾 安幸	平成28年6月28日	任期満了	常務取締役 メキシコ新規事業推進・品質保証担当、 製品事業管掌、品質保証本部長 〔重要な兼職の状況〕 ネツレン・メキシコ、S. A. de C. V. 代表取締役社長
浦部 善和	平成28年6月28日	任期満了	監査役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、当社定款の定めにより、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その限度額は、法令が定める額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (1名)	180百万円 (8百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	27百万円 (12百万円)
合 計 (うち社外役員)	14名 (4名)	207百万円 (20百万円)

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との兼務の状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役寺浦康子氏は、エンデバー法律事務所のパートナー弁護士であり、当該他の法人等との重要な取引はありません。
 - ・監査役吉峯寛氏は、公益財団法人三菱経済研究所の副理事長であり、当該他の法人等との重要な取引はありません。
 - ・監査役中野竹司氏は、中野公認会計士事務所の所長であり、また、石澤・神・佐藤法律事務所のパートナー弁護士であり、当該他の法人等との重要な取引はありません。
- ② 他の法人等の社外役員との兼任状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況
取締役会等への出席状況および発言状況

区 分	氏 名	出席状況および発言状況
取締役	寺 浦 康 子	当期に開催された取締役会16回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的な知識・経験からの発言を行っております。
監査役	吉 峯 寛	当期に開催された取締役会16回のすべてに出席し、また、当期に開催された監査役会15回のすべてに出席し、主に他社における豊富な経験・知見からの発言を行っております。
監査役	中 野 竹 司	当期に開催された取締役会のうち、任期中に開催された取締役会13回のすべてに出席し、また、当期に開催された監査役会のうち、任期中に開催された監査役会10回のすべてに出席し、主に公認会計士、弁護士としての専門的な知識・経験からの発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

井上監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27百万円
当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

(注) 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬の実績の推移、報酬見積もりの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は井上監査法人に対して、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第17条第1項の規定に基づく、賦課金に係る特例の認定申請の確認書面に関する業務の対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合には、解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当社および当社子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を次のとおり定めており、また、当該体制の運用状況は以下のとおりであります。

(1) 当社および当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「ネツレングループ経営理念」、「ネツレングループ企業行動倫理基準」、「CSR基本規程」および「コンプライアンス規程」等の経営理念、倫理・行動基準、会社規程等に従い、当社および当社グループの役員・従業員等は、法令および定款等の会社規程を遵守するとともに、適切に当社グループの社会的責任を果たすこととする。

(当該体制の運用状況)

「ネツレングループ経営理念」、「ネツレングループ企業行動倫理基準」が策定され、また、その内容は小冊子形式にて全従業員に配布されており、随時、会議の場等を通じ内容の伝達に努めており周知徹底を行っている。

- ② 当社は、当社グループの役員・従業員等に対し、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成に努めることとする。また、当社グループは「内部通報制度」(コンプライアンス・ヘルプライン)を常設することにより、コンプライアンス上疑義のある行為等について、社員等から直接情報提供が行える体制をとることとする。

(当該体制の運用状況)

コンプライアンスの意識を高めるために、全従業員に対し継続教育を実施している。また、「内部通報制度」(コンプライアンス・ヘルプライン)が導入されており、適切に制度の運用が行われている。

- ③ 当社および当社グループの役員・従業員等は、「反社会的勢力対応管理規程」等に基づき、グループ全体において、社会的な秩序および企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人・団体とは一切の関わりを持たないこととする。

(当該体制の運用状況)

「反社会的勢力対応管理規程」が制定されており、具体的な対応要領が定められ内容の周知徹底が図られている。また、グループ各社に対しても、啓蒙のためのポスターを配布するなど指導を行っている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 法令および会社規程に従い、取締役はその職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、適切に保存し、管理する。

(当該体制の運用状況)

取締役は各会議体の議事録等の重要情報(文書含む)の保存、管理を適切に行っ

ている。

- ② 取締役および監査役は、会社規程の定めに基づき、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(当該体制の運用状況)

取締役および監査役はこれらの重要情報(文書含む)を適宜閲覧できる体制となっている。

(3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 品質、コンプライアンス、災害、環境、情報管理等に係る当社グループ全体のリスク管理については、「関係会社管理規程」および「リスクマネジメント基本規程」を定め、管理本部企画管理部および安全衛生・環境対策室が組織横断的にリスク状況の監視および全社的対応を行う。また、内部監査室が定期的に各部門のリスク管理の状況を監査し、必要に応じて、取締役会またはコンプライアンス委員会等に報告することとする。

(当該体制の運用状況)

「関係会社管理規程」および「リスクマネジメント基本規程」が制定されており、定期的に当社のリスク分析を行い対処がなされている。

- ② 「危機管理規程」を定め、危機(重大な不測の事態)が発生した場合の情報収集、報告方法および緊急対策本部設置等の対応方法を明確化するとともに、地震、水害等の自然災害に対しては別途対応マニュアルを定めることとする。

(当該体制の運用状況)

「危機管理規程」に基づき、危機(重大な不測の事態)が発生した場合は、緊急対策本部を設置するとともに、グループ会社では管理担当部門長に速やかに事態を報告し対処する体制ができています。

(4) 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「業務規程」、「稟議規程」等の会社規程に基づき職務権限および意思決定ルールを明確化するとともに、当社グループにこれに準拠した体制を構築させることとする。

(当該体制の運用状況)

「業務規程」、「稟議規程」等の会社規程に基づき、職務権限および意思決定ルールを明確にしている。

- ② グループ中期経営計画を策定し、事業年度ごとにその進捗および経営状況を把握し、グループ全体の重点経営目標を定めることとする。

(当該体制の運用状況)

中期経営計画を策定し、事業年度ごとに目標を定め、年度毎の内容分析を含め進捗管理を行っている。

- ③ 取締役会は原則月1回以上開催するとともに、月1回以上役付取締役、社外取締役および常勤監査役の出席による常務会を開催することにより、経営上の重要な意思決定を機動的に行い、経営課題の早期解決を図ることとする。

(当該体制の運用状況)

原則月1回以上の取締役会および常務会を開催し、経営上の重要な意思決定を行い、経営課題の早期解決を図っている。

(5) 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「関係会社管理規程」等に基づき、関係会社ごとに管理担当部門および管理担当部門長を定め、当該管理担当部門長は担当会社のコーポレート・ガバナンス体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制等の構築・整備を行うこととする。

(当該体制の運用状況)

「関係会社管理規程」等に基づき、管理担当部門長は当社グループのコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等の体制の構築を推進している。

- ② 監査役、内部監査室、安全衛生・環境対策室およびコンプライアンス委員会は関係会社を定期的に監査することにより、グループ内において業務の適正を確保することとする。

(当該体制の運用状況)

監査役、内部監査室および安全衛生・環境対策室は定期的に当社グループの監査を実施し、業務の適正を確保している。

- ③ 財務報告の信頼性確保については、内部統制統括室および内部統制推進委員会等を設置のうえ、「財務報告に係る内部統制運用規程」に基づき、グループ内における財務報告に係る内部統制体制の整備を進め、これを適切に運用することとする。

(当該体制の運用状況)

内部統制統括室および内部統制推進委員会は財務報告に係る内部統制体制の整備、運用を適切に行っている。

(6) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 「関係会社管理規程」に基づき、管理担当部門長は関係会社の事業計画、経営状況、財務状況、その他重要な情報について、関係会社に報告を求めるとともに、年2回定期的にグループ会議を開催し、関係会社の代表者は経営内容等について報告することとする。

(当該体制の運用状況)

必要に応じ、管理担当部門長は、関係会社から重要な情報の報告を求めている。また、年2回定期的に、関係会社の代表者から経営内容等の報告を受けている。

- ② 不測の事態が発生した場合は、グループ会社は速やかに管理担当部門長に報告することとする。

(当該体制の運用状況)

「危機管理規程」に基づき、不測の事態が発生した場合は、グループ会社は管理担当部門長に報告している。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役は、内部監査室等の要員に対し、その補助者として監査業務を行うよう指揮命令できることとする。

(当該体制の運用状況)

監査役は、内部監査室に対し、その補助者として監査業務を行うように指示ができる。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 前号補助者の人事異動および人事評価については、常勤監査役の事前の同意を得なければならないものとする。

(当該体制の運用状況)

前号補助者の人事異動および人事考課については、常勤監査役に事前相談がなされることとなっている。

- ② 前号補助者は、他部署の使用人を兼務しないこととする。

(当該体制の運用状況)

前号補助者は、他部署の使用人を兼務しないよう配慮がなされている。

(9) 取締役および使用人が当社監査役に報告をするための体制

- ① 当社の役員・従業員等は、監査役に対して、速やかに、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ヘルプラインによる内部通報内容を報告することとする。

(当該体制の運用状況)

当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報等の情報は監査役に報告する体制ができています。

- ② 監査役は、取締役会およびその他経営に関する重要な会議に出席し、審議事項がある時または求めに応じて、意見を述べるができるものとする。

(当該体制の運用状況)

監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し意見を述べる体制ができています。

(10) 当社子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制

- ① 当社グループの役員・従業員等は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに適切な報告を行うものとする。

(当該体制の運用状況)

当社グループの役員・従業員等は、監査役から報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行う体制ができています。

- ② 当社グループの内部通報制度の受付窓口であるコンプライアンス委員会事務局は、当社グループの役員・従業員等からの内部通報の状況について、適宜、当社監査役に対し報告するものとする。

(当該体制の運用状況)

コンプライアンス委員会事務局は、当社グループからの内部通報の状況について監査役に報告する体制ができています。

(11) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役員・従業員等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員・従業員等に周知徹底することとする。

(当該体制の運用状況)

内部通報制度（コンプライアンス・ヘルプライン）の規程に、通知者の不利益排除を明記するとともに、従業員全員に対し周知徹底を図っている。

(12) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした時は、管理本部企画管理部において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。
(当該体制の運用状況)
監査役の職務執行について生じる費用について、適切に費用処理を行っている。

(13) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役と代表取締役およびその他の取締役は、定期的に意見交換の場を持ち、意思の疎通を図ることとする。
(当該体制の運用状況)
監査役会と代表取締役、取締役等とは定期的に意見交換を行っている。
- ② 監査役は、内部監査部門および会計監査人と定期的にまた随時に意見交換を行い、必要に応じて、会計監査人から報告を求めることができるものとする。
(当該体制の運用状況)
監査役は内部監査部門および会計監査人と定期的に意見交換を行い、必要に応じて、会計監査人から報告を受けている。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成19年11月15日開催の取締役会において、以下のとおり、「株式会社の支配に関する基本方針」を定めております。

- ① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
当社グループは、熱処理技術を中核とし、常に新商品・新事業の開発を進めることにより、社会の発展に貢献することを企業理念に掲げております。この理念に沿って、株主の皆様から経営についての負託を受けた当社取締役会は、当社の財務および事業の方針を決定するにあたり、中長期的な視点から経営戦略を立案・実行し、当社グループの競争力・収益力を向上させることにより、企業価値、ひいては、株主共同の利益の向上を目指すことが株主の皆様に対する責務であると考え、これを実行してまいりました。

他方、当社の財務および事業の方針の決定に関する支配権の交代を意図する者(以下「買収提案者」といいます。)が現われた場合には、そのような者を受け入れるか否かの最終判断は、株主の皆様委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、株主の皆様が、買収提案者の提案が当社の企業価値を最大限に反映しているものか否かを適切に判断することは必ずしも容易ではありません。特に、当社株式の急激な大量買付け行為が行われ、株主の皆様に必要な情報も時間も与えられない状況下で判断を迫られるような場合には、適切な判断を行うことは極めて困難であることが予想されます。したがって、当社取締役会は、買収提案者の提案について、その提案がなされた時点における株主の皆様が十分な情報を相当な検討期間に基づいた適切な判断（インフォームド・ジャッジメント）を行えるよう、合理的なルールを予め策定し、これによって、株主の皆様が当社の企業価値の最大化された利益を享受できるようにすることが、当社取締役会の責務であると考えております。もとより、このようなルールは、取締役が自己の地位の維持を図るなど、取締役会による恣意的判断の入る余地のない公正で透明性の高いものでなければなりません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成19年11月15日開催の取締役会において、買収を行おうとする者が具体的買付け行為を行う前に経るべき手続きを明確かつ具体的に示した「株式の大量買付けに関する適正ルール（「株主意思確認型」買収防衛策）」（以下「適正ルール」といいます。）の導入を決議いたしました。

適正ルールは、当社取締役会が代替案を含め買収提案を検討するため、必要な情報と相当な期間を確保することにより、株主の皆様が買収提案に関し、インフォームド・ジャッジメント（必要な情報と相当な検討期間に基づいた適切な判断）を行えるようにすることを目的としており、当社の株券等を15%以上取得しようとする者（買収提案者）がいる場合、買収提案者の買収提案が適正ルールに定める要件（必要情報および検討期間）を満たすときは、その時点における株主の皆様が、対抗措置である新株予約権の発行（無償割当てを含む。以下同じ）の可否に関し、直接判断を下す仕組みを定めております。

適正ルールに基づく新株予約権の発行は、①買収提案者が適正ルールに定める手続きを無視した場合、②株主の皆様が新株予約権の発行に賛同した場合に限られます。

当社は、当該適正ルールを平成19年11月15日付「当社株式の大量買付けに関する適正ルール（「株主意思確認型」買収防衛策）の導入および新株予約権の発行登録に関するお知らせ」として公表しております。

③ 上記取り組みについての取締役会の判断

適正ルールは、買収提案がなされた場合に対抗措置（新株予約権の発行）を発動するか否かを株主の皆様に必要な情報と相当な検討期間に基づき判断していただくためのルールおよび手続きを定めたものです。

適正ルールは、買収提案を受け入れるか否かの最終的な判断を当社株主の皆様委ねることにより、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を図るものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではありません。

以上から、当社取締役会は、適正ルールが上記「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に沿うものであると判断しております。

④ 適正ルールの更新

適正ルールの有効期間は3年間となっております。期間満了にあたり、当社では、当社グループを取り巻く環境等を考慮した結果、適正ルールの継続が必要であるとの判断に至りました。

また、当社は適正ルールの必要性を確認した上で、その信頼性・法的安定性を一層高めるべく、適正ルールの導入・更新等について株主意思の確認を行う仕組みに変更すること、およびその際に「買収者」の定義を「当社の株券等を議決権の割合で20%以上保有する者」に変更し、かつ新たに「独立委員会」を設置することを方針決定いたしました。この方針決定に基づき、当社取締役会は平成29年6月28日開催の第106回定時株主総会に当該変更を反映した新しい適正ルールの導入について付議することを念頭に、平成29年6月の定時株主総会までの約7ヶ月の期間に限って現行の適正ルールを更新することを決定いたしました。

なお、適正ルールを導入した当時の考えおよび適正ルールの目的には、現在も変わりがなく、従って、今般の更新においても、適正ルールの基本的な仕組みは変更されておられません。

以上より、平成28年11月7日開催の当社取締役会において、適正ルールの継続および変更に関する方針を決議し、「株式の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）の平成29年6月までの更新及び変更に関するお知らせ」として公表しております。

本事業報告中の記載数字は、金額および株数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については、表示単位未満を四捨五入しております。

添付書類(2)

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	34,433	流動負債	10,753
現金及び預金	14,313	支払手形及び買掛金	2,403
受取手形及び売掛金	11,464	電子記録債務	3,841
電子記録債権	3,384	短期借入金	1,444
リース債権及びリース投資資産	20	リース債務	25
商品及び製品	782	未払法人税等	373
仕掛品	1,199	繰延税金負債	1
原材料及び貯蔵品	1,707	賞与引当金	646
繰延税金資産	421	その他	2,018
その他	1,153	固定負債	2,157
貸倒引当金	△14	長期借入金	212
固定資産	41,796	リース債務	44
有形固定資産	28,639	繰延税金負債	746
建物及び構築物	8,421	退職給付に係る負債	924
機械装置及び運搬具	8,997	その他	228
土地	9,811	負債合計	12,911
リース資産	46	(純資産の部)	
建設仮勘定	1,130	株主資本	56,121
その他	230	資本金	6,418
無形固定資産	989	資本剰余金	4,763
借地権	832	利益剰余金	46,718
リース資産	1	自己株式	△1,777
その他	155	その他の包括利益累計額	1,415
投資その他の資産	12,167	その他有価証券評価差額金	1,270
投資有価証券	11,819	為替換算調整勘定	283
長期貸付金	42	退職給付に係る調整累計額	△138
繰延税金資産	24	非支配株主持分	5,782
その他	390	純資産合計	63,319
貸倒引当金	△109	負債及び純資産合計	76,230
資産合計	76,230		

添付書類(3)

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		43,396
売上原価		33,147
売上総利益		10,249
販売費及び一般管理費		7,245
営業利益		3,003
営業外収益		
受取利息	30	
受取配当金	132	
受取保険金及び配当金	93	
持分法による投資利益	282	
スクラップ売却益	58	
その他	77	673
営業外費用		
支払利息	39	
為替差損	27	
休止固定資産減価償却費	2	
その他	18	87
経常利益		3,589
特別利益		
有形固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	225	
負ののれん発生益	2	
補助金収入	2	232
特別損失		
有形固定資産売却損	0	
有形固定資産除却損	18	
減損損失	11	
投資有価証券評価損	0	
段階取得に係る差損	28	
環境対策費	42	101
税金等調整前当期純利益		3,720
法人税、住民税及び事業税	833	
法人税等調整額	△209	623
当期純利益		3,096
非支配株主に帰属する当期純利益		261
親会社株主に帰属する当期純利益		2,834

添付書類(4)

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年4月1日残高	6,418	5,528	44,485	△1,670	54,761
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△596		△596
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,834		2,834
自己株式の取得				△872	△872
自己株式の消却		△765		765	—
連結範囲の変動			△4		△4
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△765	2,233	△107	1,360
平成29年3月31日残高	6,418	4,763	46,718	△1,777	56,121

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
平成28年4月1日残高	335	1,479	△224	1,591	5,849	62,202
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△596
親会社株主に帰属する 当期純利益						2,834
自己株式の取得						△872
自己株式の消却						—
連結範囲の変動						△4
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	934	△1,196	85	△176	△67	△243
連結会計年度中の変動額合計	934	△1,196	85	△176	△67	1,117
平成29年3月31日残高	1,270	283	△138	1,415	5,782	63,319

添付書類(5)

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動	24,382	流動	9,731
現金及び預金	9,478	支払手形	21
現受取手形	1,129	支電子記録債	4,510
電売り子記録債	3,135	買短期掛借入金	2,002
商品及び投資資産	7,415	短期返済の長期借入金	660
仕掛及び貯蔵品	20	リース債	400
原材料及び貯蔵品	334	未払金	22
前払費用	784	未払費用	171
繰延税金資産	771	未払法人税等	816
短期貸付	110	未払消費税	161
未収の引当金	393	賞与引当金	183
貸倒引当金	686	その他負債	595
固定資産	93	固定負債	186
有形固定資産	39	長期借入金	1,451
構築物	△9	繰上り延税引当金	200
機械及び装置	36,770	繰上り延税引当金	43
車両運搬具	19,827	退職給付引当金	308
工具、器具及び備品	4,590	その他負債	670
土地	335	負債合計	228
一ス資勘定資産	5,218		11,182
無形固定資産	17	(純資産の部)	
施設利用権	116	株主資本	48,780
電話加入権	8,870	資本剰余金	6,418
ソフトウェア	44	資本剰余金	4,763
その他の資産	633	資本準備金	1,535
投資その他の資産	150	その他資本剰余金	3,227
投資有価証券	0	利益剰余金	39,376
関係会社株	0	利益準備金	945
長期貸付金	5	その他利益剰余金	38,431
長期前払費用	144	固定資産圧縮積立金	809
その他引当金	16,792	特別償却準備金	5
資産合計	61,153	別途積立金	33,406
		繰越利益剰余金	4,211
		自己株	△1,777
		評価・換算差額等	1,190
		その他有価証券評価差額金	1,190
		純資産合計	49,971
		負債及び純資産合計	61,153

添付書類(6)

損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		33,625
売上原価		26,166
売上総利益		7,458
販売費及び一般管理費		5,866
営業利益		1,592
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,571	
その他	206	1,778
営業外費用		
支払利息	22	
その他	39	61
經常利益		3,308
特別利益		
有形固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	225	225
特別損失		
有形固定資産売却損	0	
有形固定資産除却損	16	
投資有価証券評価損	0	
環境対策費	42	58
税引前当期純利益		3,475
法人税、住民税及び事業税	465	
法人税等調整額	△256	209
当期純利益		3,266

添付書類(7)

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本											株主 資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金				利益 剰余金 合計	自己 株式	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金						
						固定資 産圧縮 積立金	特別 償却 準備金	別途 積立金	繰越 利益 剰余金			
平成28年4月1日残高	6,418	1,535	3,992	5,528	945	817	6	33,406	1,531	36,707	△1,670	46,983
事業年度中の変動額												
剰余金の配当									△596	△596		△596
当期純利益									3,266	3,266		3,266
自己株式の取得											△872	△872
自己株式の消却			△765	△765							765	—
固定資産圧縮積立金の取崩						△8			8	—		—
特別償却準備金の取崩							△1		1	—		—
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	—	—	△765	△765	—	△8	△1	—	2,679	2,669	△107	1,796
平成29年3月31日残高	6,418	1,535	3,227	4,763	945	809	5	33,406	4,211	39,376	△1,777	48,780

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
平成28年4月1日残高	263	263	47,247
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△596
当期純利益			3,266
自己株式の取得			△872
自己株式の消却			—
固定資産圧縮積立金の 取崩			—
特別償却準備金の取崩			—
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	926	926	926
事業年度中の変動額合計	926	926	2,723
平成29年3月31日残高	1,190	1,190	49,971

添付書類(8)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月23日

高周波熱錬株式会社

取締役会 御中

井上 監査法人

指定社員 公認会計士 林 映 男 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉 松 博 幸 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高周波熱錬株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高周波熱錬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成29年5月11日開催の取締役会において、会社の持分法適用関連会社である韓国熱錬株式会社の株式を取得し、子会社化することについて決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

添付書類(9)

会計監査人の監査報告書 謄 本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月23日

高周波熱錬株式会社

取締役会 御中

井上 監査法人

指定社員 公認会計士 林 映 男 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉 松 博 幸 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高周波熱錬株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成29年5月11日開催の取締役会において、会社の持分法適用関連会社である韓国熱錬株式会社の株式を取得し、子会社化することについて決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

添付書類(10)

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月25日

高周波熱錬株式会社 監査役会

常勤監査役 稲 垣 均 ⑩

社外監査役 吉 峯 寛 ⑩

社外監査役 中 野 竹 司 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社は、安定した配当を継続していくという方針に加え、業績に応じた利益配分を行うこととし、当社グループを取り巻く経営環境および財務の状況等を勘案のうえ、決定していくことを基本方針としております。

なお、原則として、「安定した配当」については、当面、年10円を下限とし、また、「業績に応じた利益配分」については、連結配当性向30%以上を目処としております。

上記方針を踏まえ、第106期の期末配当につきましては、平成28年5月15日に設立70周年を迎えることができましたことから、株主の皆様のご支援にお応えするため1株につき4円の記念配当を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金18円（普通配当14円、記念配当4円）

総額 749,592,252円

（注）中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金25円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月29日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金	1,600,000,000円
-------	----------------

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	1,600,000,000円
---------	----------------

第2号議案 取締役10名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（9名）が任期満了になります。つきましては、経営監督機能の一層の強化を図るため、社外取締役として取締役に1名増員することとし、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、候補者寺浦康子氏および候補者花井嶺郎氏の両氏は、社外取締役の候補者であります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との特別 の利害関係
1	<p>再任</p> <p>みぞぐち しげる 溝口 茂 (昭和28年9月1日)</p> <p>取締役会出席率100% (16回/16回)</p>	<p>昭和52年4月 当社入社</p> <p>平成19年6月 当社取締役</p> <p>平成23年4月 当社常務取締役</p> <p>平成25年4月 当社専務取締役</p> <p>平成26年6月 当社代表取締役社長</p> <p>平成29年4月 当社代表取締役社長、製品技術本部・研究開発本部管掌</p> <p>現在に至る</p>	27,015株	なし
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>平成26年6月に代表取締役社長に就任後、当社グループの長期経営ビジョン、第13次中期経営計画を推進するなど、経営全般の指揮および業務執行に対する監督の役割を適切に果たしてまいりました。</p> <p>また、経営課題を認識し、解決できる能力を有することから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き同氏の選任をお願いするものであります。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との特別 の利害関係
2	<p style="text-align: center;">再 任</p> <p style="text-align: center;">おお みや かつ み 大 宮 克 己 (昭和35年3月24日)</p> <p>取締役会出席率100% (16回/16回)</p>	<p>昭和58年4月 当社入社 平成24年6月 当社取締役 平成28年6月 当社常務取締役、設備担 当、製品事業部長 現在に至る</p> <p>〔重要な兼職の状況〕</p> <p> Netzlen アメリカ コ ーポレーション代表取締 役社長、Netzlen・チェ コ有限会社代表取締役社 長、株式会社Netzlenタ クト代表取締役社長</p>	14,546株	なし
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>平成24年6月の取締役就任後、IH事業部電機部、調達本部、製品事業部の重要な役職を歴任するとともに、豊富な業務上の知識や経験を活かし、国内外における事業拡大および収益性改善の推進により、経営課題の解決に貢献してまいりました。</p> <p>以上のことから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き同氏の選任をお願いするものであります。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との特別 の利害関係
3	<p style="text-align: center;">再 任</p> <p style="text-align: center;">ごう や じゅん いち 合 屋 純 一 (昭和30年12月28日) 取締役会出席率93.7% (15回/16回)</p>	<p>昭和51年4月 当社入社 平成23年6月 当社取締役 平成29年4月 当社取締役、IH事業部 長、IH事業部熱処理教育 センター長、TQM推進室 長 現在に至る</p> <p>[重要な兼職の状況]</p> <p>株式会社ネツレン・ヒー トトリート代表取締役社 長、広州豊東熱煉有限公 司董事長、ネツレン・メ キシコ, S. A. de C. V. 代 表取締役社長</p>	14,982株	なし
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>平成23年6月の取締役就任後、IH事業部において熱処理受託加工部門を統括するとともに、豊富な業務上の専門知識と経験を活かし、国内外の同部門のさらなる事業発展を推進するなど、経営課題の解決に貢献してまいりました。 以上のことから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き同氏の選任をお願いするものであります。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との特別 の利害関係
4	<p>再 任</p> <p>やす かわ とも かつ 安川 知 克 (昭和38年1月6日)</p> <p>取締役会出席率100% (16回/16回)</p>	<p>昭和61年4月 当社入社</p> <p>平成24年6月 当社取締役</p> <p>平成26年6月 当社取締役、安全衛生・ 環境担当、管理本部長 現在に至る</p> <p>[重要な兼職の状況] 株式会社ネツレン・名南 代表取締役社長</p>	16,809株	なし
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>平成24年6月の取締役就任後、管理本部を統括し、業務上の知識や経験を活かして業務改革を推進することで、当社の経営課題の解決に貢献してまいりました。以上のことから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き同氏の選任をお願いするものであります。</p>				
5	<p>再 任</p> <p>むら た てつ じ 村田 哲 之 (昭和34年12月29日)</p> <p>取締役会出席率100% (16回/16回)</p>	<p>昭和57年4月 当社入社</p> <p>平成26年6月 当社取締役</p> <p>平成28年4月 当社取締役、事業開発本 部長、IH事業部営業部長 現在に至る</p> <p>[重要な兼職の状況] 高周波熱錬(中国)軸承有 限公司董事長、PT. ネット ン・インドネシア代表 取締役社長</p>	5,847株	なし
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>平成26年6月の取締役就任後、IH事業部営業部を統括し、豊富な知識と経験を活かし、国内外における拡販および収益性改善を推進することで、当社の経営課題の解決に貢献してまいりました。以上のことから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き同氏の選任をお願いするものであります。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との特別 の利害関係
6	<p>再 任</p> <p>鈴木 孝<small>たかし</small> (昭和37年6月29日) 取締役会出席率100% (13回/13回)</p>	<p>昭和60年4月 当社入社</p> <p>平成28年6月 当社取締役、製品事業部 副事業部長、調達本部 長、製品事業部業務部長 現在に至る</p>	4,764株	なし
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>平成28年6月の取締役就任後、製品事業部および調達本部の業務を通じた豊富な専門知識と経験を活かし、国内外におけるサプライチェーンの構築を推進することで、当社の経営課題の解決に貢献してまいりました。</p> <p>以上のことから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き同氏の選任をお願いするものであります。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との特別 の利害関係
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新 任</div> い し き のぶ もと 一 色 信 元 (昭和34年10月9日)	昭和57年4月 TRWオートモーティブジ ャパン株式会社入社 平成13年2月 日本コーリン株式会社 (現フクダコーリン株式 会社) 入社 平成13年4月 当社入社 平成18年2月 東洋ファスナー株式会社 入社 平成19年4月 当社入社、技術本部中空 ラックバー開発部長 平成23年4月 当社IH事業部生産技術部 長 平成28年10月 当社理事製品技術本部 長、製品技術本部生産技 術開発部長 現在に至る	444株	な し
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>候補者一色信元氏は、新任の取締役候補者であります。同氏は、製品技術本部の業務を通して豊富な専門知識と経験を有しており、新商品の開発や技術革新業務を推進することで、当社の経営課題の解決に貢献してまいりました。</p> <p>以上のことから、当社取締役として適任であると判断し、同氏の選任をお願いするものであります。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
8	<p>新任</p> <p>み さか よし たか 三 阪 佳 孝 (昭和33年9月27日)</p>	<p>昭和57年4月 当社入社</p> <p>平成17年2月 慶應義塾大学工学博士号取得</p> <p>平成24年4月 当社技術本部技術部長</p> <p>平成26年4月 当社理事研究開発センター長</p> <p>平成29年4月 当社理事研究開発本部長現在に至る</p>	1,266株	なし
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>候補者三阪佳孝氏は、新任の取締役候補者であります。同氏は、研究、開発、技術における豊富な専門知識と経験を有しており、新技術および新商品の開発を推進することで、当社の経営課題の解決に貢献してまいりました。</p> <p>以上のことから、当社取締役として適任であると判断し、同氏の選任をお願いするものであります。</p>				
9	<p>再任</p> <p>社外役員</p> <p>独立役員</p> <p>てら うら やす こ 寺 浦 康 子 (昭和45年10月16日)</p> <p>取締役会出席率100% (16回/16回)</p>	<p>平成12年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）</p> <p>平成18年10月 アメリカ合衆国ニューヨーク州弁護士資格取得</p> <p>平成22年3月 エンデパー法律事務所設立、同事務所パートナー弁護士</p> <p>平成26年6月 当社取締役現在に至る</p> <p>〔重要な兼職の状況〕</p> <p>エンデパー法律事務所 パートナー弁護士</p>	2,398株	なし
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>平成26年6月の社外取締役就任後、弁護士としての専門的な知識と経験を活かし、当社とは独立した立場から提言や助言を行うことで、取締役会の意思決定の適正性確保に貢献してまいりました。</p> <p>以上のことから、当社の社外取締役として適任であると判断し、引き続き同氏の選任をお願いするものであります。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との特別 の利害関係
10	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">社外役員</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">独立役員</div> はな い みね お 花 井 嶺 郎 (昭和22年7月19日)	昭和47年4月 日本電装株式会社（現株式会社デンソー）入社 平成12年3月 名古屋工業大学工学博士号取得 平成18年6月 株式会社デンソー専務取締役 平成20年6月 アスモ株式会社代表取締役社長	0株	なし
社外取締役候補者とした理由 <p>候補者花井嶺郎氏は、新任の社外取締役候補者であります。同氏は、製造業に関する専門的な知識に加え、経営者として豊富な経験と実績を有しており、当社とは独立した立場からの助言およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけるものと判断しております。</p> <p>以上のことから、当社の社外取締役として適任であると判断し、同氏の選任をお願いするものであります。</p>				

- (注) 1. 当社は、候補者寺浦康子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 候補者花井嶺郎氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
3. 候補者寺浦康子氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してから本定時株主総会終結の時までの就任年数は、3年となります。
4. 候補者寺浦康子氏と当社との間においては、取締役の就任時において、当社定款の定めにより、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その限度額は、法令が定める額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。
5. 候補者花井嶺郎氏と当社との間においては、取締役の就任時において、当社定款の定めにより、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、その限度額は、法令が定める額とする予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役稲垣均氏が任期満了になります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

監査役候補者

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との特別 の利害関係
再任 <small>いな がき ひとし</small> 稲垣均 (昭和27年10月15日) 取締役会出席率100% (16回/16回) 監査役会出席率100% (15回/15回)	平成17年4月 当社入社 平成23年4月 当社理事管理本部財務部長、 管理本部情報システム部長、 秘書室長 平成25年6月 当社監査役 現在に至る	12,814株	なし
監査役候補者とした理由 候補者稲垣均氏は、管理本部における重要な役職を歴任し、平成25年6月より常勤監査役に就任いたしました。同氏は、財務、会計、内部統制に関する専門的な知識に加え、豊富な業務経験および監査経験を有しております。 以上のことから、当社監査役として適任であると判断し、引き続き同氏の選任をお願いするものであります。			

(注) 候補者稲垣均氏と当社との間においては、監査役の就任時において、当社定款の定めにより、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、その限度額は、法令が定める額とする予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

補欠監査役候補者

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との特別 の利害関係
<div style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">社外役員</div> たか はし だい すけ 高橋大祐 (昭和55年2月27日)	平成17年10月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 平成17年10月 真和総合法律事務所入所 平成26年9月 真和総合法律事務所パートナー弁護士 現在に至る [重要な兼職の状況] 真和総合法律事務所パートナー弁護士	0株	なし
補欠の社外監査役候補者とした理由 候補者高橋大祐氏は、弁護士として専門的な知識・経験等を有しており、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。 以上のことから、当社の監査業務に弁護士としての専門的な知識・経験等を活かしていただきたいと考え、同氏の選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 候補者高橋大祐氏は、補欠の社外監査役候補者として選任するものであります。なお、同氏が監査役に就任された場合は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
2. 候補者高橋大祐氏は、補欠の社外監査役候補者であり、同氏と当社との間においては、監査役の就任時において、当社定款の定めにより、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、その限度額は、法令が定める額とする予定であります。

第5号議案 株式の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）承認の件

当社は、「株式の大量買付けに関する適正ルール（「株主意思確認型」買収防衛策）」（以下「適正ルール」といいます。）を、平成19年11月15日開催の取締役会の決議により導入して以来、更新を重ねながら維持してまいりましたが、その信頼性・法的安定性を一層高めるべく、適正ルールの導入・更新等について株主意思の確認を行う仕組みに変更することといたしました。

つきましては、適正ルールを別紙1のとおり変更（以下、変更後のルールを「本適正ルール」といいます。）することの承認をお願いいたしたいと存じます。

1. 適正ルールの目的と変更の必要性

平成19年の導入当時、わが国資本市場において、株主、投資家等に対する十分な情報開示がなされることなく、突然に株券等の大量買付けがなされ、結果として対象会社の企業価値及び株主共同の利益を損なう可能性が生じ得る状況が顕在化していました。時にそのような買付けが、一時的な要因により、株価が低迷している局面においてなされる場合もあると考えました。このような状況を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保と向上のために、当社は、当社に対し買収を行おうとする者がいる場合にこれを受け入れるか否かの最終判断について、具体的な買収提案が行われた時点における株主の皆様にごこれを委ねるための手続きを設けるため、適正なルールを導入する必要があると考えました。この考えに基づき、当社は、当社取締役会が代替案を含め買収提案を検討するために必要な情報と相当な期間を確保することにより、株主の皆様が買収提案に関し、十分な情報と相当な検討期間に基づいた適切な判断（インフォームド・ジャッジメント）を行えるようにすることを目的として適正ルールを導入いたしました。適正ルールを導入した当時の上記の考え及び適正ルールの目的には、現在も変わりがなく、したがって、今後も適正ルールを維持していきたいと考えております。

他方で、当社は、適正ルールの信頼性・法的安定性を一層高めるべく、適正ルールの導入・更新等について株主意思の確認を行う仕組みに変更すること、及びその際に「買収者」の定義を「当社の株券等を議決権の割合で20%以上保有する者」に変更し、かつ新たに「独立委員会」を設置することとしたいと考えております。

2. 本適正ルールの特徴と変更のポイント

当社の適正ルールは、従来より、その基本的枠組みとして、買収提案が行われた

場合にこれを受け入れるか否かの最終的な判断について、買収提案が行われた時点における被買収提案会社の株主に委ねるとしていること、当該株主の判断が求められる場合、株主が判断を行うために必要な検討期間が確保されていること、株主が判断を行うに先立ち、買収提案及びこれに係る取締役の判断に関する十分な情報が株主に提供されること等を備えております。また、経済産業省が発表した企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」と題する報告書の示した買収防衛策の在り方に則したものとなっています。

本適正ルールの内容は、添付別紙1のとおりです。上記の当社の適正ルールの原則を維持しつつ、主に次の2点を変更するものです。

- ① 適正ルールの導入・更新について株主意思確認を行う仕組みに変更（いわゆる「取締役会導入・株主総会発動型」から「株主総会導入・株主総会発動型」に変更）
- ② 新たに「独立委員会」を設置し、適正ルール無視の場合等、現行の適正ルール上例外的に取締役会決議のみで発動される場合の手続きを変更

本適正ルールの効力は、本株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、平成29年6月28日に発生し、その有効期間は、その発効日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。ご参考のために買収提案者の出現から本新株予約権の無償割当ての可否が決まるまでのフローチャートを別紙2として添付しております。

【別紙 1】

1. 株式の大量買付けに関する適正ルール（「株主意思確認型」買収防衛策）の目的

本「株式の大量買付けに関する適正ルール（「株主意思確認型」買収防衛策）」（以下「本ルール」といいます。）は、関係諸法令、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る規則、経済産業省及び法務省の定めた「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」、経済産業省が発表した企業価値研究会の「近時諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」と題する報告書等に則り、かつ関連する判例の趣旨を十分に勘案して導入されたものです。株主、投資家等に対する十分な情報開示がなされることなく、市場において突然に株券等の大量買付けがなされますと、結果として対象会社の企業価値及び株主共同の利益が損なわれる可能性が生じ得ます。

当社は、当社に対する買収提案が行われた場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断は、当該買収提案が行われた時点における当社株主に委ねられるべきものであると考えています。またその場合には、当社株主が十分な情報と相当な検討期間に基づいた適切な判断（インフォームド・ジャッジメント）を行えるようにすることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保と向上のために必要であると考えております。

このような考えのもと、当社は、買収提案者が具体的買付行為を行う前に経るべき手続きを明確かつ具体的に示した本ルールの導入を行っております。

2. 「買収者」の定義

本ルールにおいて、「買収者」とは、当社の株券等¹を議決権割合²で20%以上保有する者をいい、当該買収者の「特別関係者」³及び「共同保有者」⁴を含めるものとします。ただし、下記 (i) から (iii) のいずれかに該当する者は「買収者」に含まれません。

-
- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」又は同法第27条の2第1項に規定する「株券等」のいずれかに該当するものをいいます。なお、金融商品取引法並びにそれに関する政令、内閣府令及び省令を実質的に承継する法令（以下「金融商品取引承継法令」といいます。）が制定された場合、本ルールにおいて引用する金融商品取引法等の条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、これらに相当する金融商品取引承継法令の条項に読み替えるものとします。
 - 2 議決権割合とは、(a) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。）及びその共同保有者（下記注4で定義される者をいいます。）に関する株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義されるものをいいます。）又は (b) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義されるものをいいます。）及び特別関係者（下記注3で定義される者をいいます。）の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義されるものをいいます。）の合計のうち、いずれか少なくない割合をいいます。各株券等所有割合の算出に当たっての総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び株券等保有割合の算出に当たっての発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
 - 3 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。
 - 4 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される者をいいます。同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。

- (i) 当社が自己株式を取得したこと又は本新株予約権を保有する者が本ルールの定めるところに従ってこれを行使したこと（もしくは当社の株券等と引換えに当社が取得条項付本新株予約権を取得したこと）を原因として、当社の株券等を議決権割合で20%以上保有することになった者。ただし、その者がその後当社の株券等の取得その他の行為（当社による株式分割及び第6項（1）に定義する本新株予約権の行使並びに取得条項付本新株予約権と引換えに当社の株券等を取得する場合を除きます。）を行い、議決権割合を増加させた場合、本（i）は適用されません。
- (ii) 当社の株券等を議決権割合で20%以上保有する者で、当社の事業活動の支配又は当社の事業活動に対する影響力の行使を目的としない者。ただし、その者が当社の株券等について議決権割合で20%以上を保有する者でなくなるように、当社の株券等を速やかに処分し又は当社の株券等について（当該株券等に関する議決権その他の権利の行使又は留保を一切行わないこと）当社が了承する内容の契約を速やかに締結し、履行する場合に限り、適用されます。
- (iii) 当社、当社の子会社、当社又は当社の子会社の従業員持株制度に基づく持株会、その他従業員福利厚生制度に基づく組織、上記持株会又は組織のために当社の株券等を保有する法人又は受託者等、及び上記持株会又は組織への資金拠出を目的として当社の株券等を保有する法人又は受託者等。

3. 適格買付提案の要件（買収提案者による必要情報の提出等）

当社の株券等を保有することにより買収者となろうとする者（買収者であってその議決権割合を増加させようとする者を含みます。以下「買収提案者」といいます。）の行う買収提案が、当社の株主による検討の対象とされるためには、当該提案が以下に定義される適格買付提案である必要があります。第4項（2）に定める株主意思確認の投票は、かかる適格買付提案についてのみ行われます。本ルールにおいて「適格買付提案」とは、買収者となること（買収者とその議決権割合を増加させることを含みます。）を目的として、公開買付け⁵又は当社株主が平等に参加する機会が確保されているその他の方法により当社の株券等を取得することを内容とする提案（ただし、公開買付けに付すことのできない条件を付していないものとします。）であり、かつ下記（i）及び（ii）の要件を満たすものをいいます。なお、当社は、その時点における客観的根拠に基づき、買収提案が適格買付提案となり、かつ、買収提案者から当社が下記（i）に定める必要情報を全て受領することとなる確実な見込みがあると当社取締役会が判断するときは、その旨を速やかに公表します。ただし、買収提案者との間で並行して協議が進行しており、当該協議の帰趨が明確でないために、買収提案者及び当社が公表は時期尚早と判断する場合、当事者間で守秘義務協定が締結されている場合、公表することが当社の法令もしくは契約違反となる場合等、買収提案の公表により当社株主共同の利益が損なわれると合理的に判断される場合には、当社は公表を控えることができるものとします。

加えて、当社は、買収提案者から問合せがあった場合には、買収提案者が提出している情報が下記（i）に定める必要情報の要件を満たしているか否かについて回答し、必要情報の要件が満たされていない場合これを満たすためにいかなる情報がなお不足しているか、買収提案者に提示いたします。

5 金融商品取引法第27条の3第1項に定義されるものをいいます。

- (i) 別紙記載の情報で下記 (A) 又は (B) の要件を満たすもの（以下「必要情報」といいます。）が別紙記載の方法により当社取締役会に提出されること。
- (A) 当該買収提案者が提出した情報が、形式的に不備のあるものでなく、かつその時点において一般的に入手可能な情報に照らし、重要な点において不正確なものでないこと。
 - (B) (a) 国際的評価を得ている法律事務所が、当該買収提案者の法律顧問（以下「買収提案者法律顧問」といいます。）として、当社取締役会に対し、当該買収提案者が提出した情報に関し、重要な事項について虚偽の記載がなく、かつその提出時の状況に鑑みて記載すべき重要な事項又は誤解を生じさせないために必要な事実の記載が欠けていない旨の意見書を提出していること、かつ
 - (b) 当社の株券等の取得に関し許認可等の取得が提案実施の条件とされている場合は、買収提案者法律顧問が、当社取締役会に対し、当該買収提案者は当該許認可等がなされる可能性を判断するうえで重要な情報を全て当社に対し提出済みである旨の書面を提出していること。
- (ii) 第4項(2)に定義する「株主意思確認の投票」において本新株予約権の無償割当てが否決されるまで、当該買収提案者は公開買付けの開始若しくはその他の方法による当社の株券等の取得又はその他の議決権割合を増加させる行為に着手しないことを内容とすること。

4. 株主意思の確認

適格買付提案が行われた場合、これに対する株主意思の確認が以下のとおり行われます。

(1) 検討期間

当社取締役会が第3項(i)(A)又は(B)に定める必要情報を全て受領したときは、当社は速やかにその旨公表します。この場合において、必要情報が全て提出された日を「検討期間開始日」といいます。当社取締役会は、提案を受けた適格買付提案について、当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資するか否かを検討いたします。当社は、当社取締役会が

当該買収提案者から提出された必要情報を検討した結果、当該買収提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資すると判断した場合、その旨を公表いたします。それ以外の場合、当該買収提案に関する株主意思の確認手続きにおいて投票権を行使しうる株主を確定するための基準日（以下「株主投票基準日」といいます。）を定めます。株主投票基準日は、当該買収提案に関し必要な検討を行う期間（以下「検討期間」といいます。）として下記 (i) から (iii) の定めに従って決定される期間が満了した後、関係法令及び株式会社証券保管振替機構による総株主の通知に基づく株主の確定にかかる実務に照らして定めることが可能な最も早い日から1ヶ月以内の日とし、当社は、株主投票基準日の2週間前までに、株主投票基準日の公告を行うものとします。なお、当社取締役会は、当該買収提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資すると判断した場合には、株主意思の確認を行わない旨を速やかに当該買収提案者に通知するとともに、これを公表します。

- (i) 当該適格買付提案が公開買付けによる株券等の取得の提案であり、その買付条件が、現金（円貨）を対価とし、発行済株券等の全てを対象とするものであって、かつ強圧的二段階買付け（最初の買付けで株券等の全てを買付けられない場合の二段階目の買付けにかかる条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、株券等の買付けを行うこと）でない場合には、検討期間開始日から12週間
- (ii) 上記 (i) に定める場合を除き、検討期間開始日から18週間
- (iii) 上記 (i) 及び (ii) の定めにかかわらず、
 - (A) 当社取締役会が、国際的評価を得ている投資銀行等（以下「国際的投資銀行等」といいます。）から、当該買付価格が財務の見地から不十分であるとの意見書（いわゆるInadequacy Opinion）を受領した場合、上記 (i) 及び (ii) に定める期間はそれぞれ合理的に必要な期間延長されます。ただし、かかる延長期間は8週間を超えないものとします。当社取締役会は、本(A)に基づく期間の延長がなされる場合には、延長期間及び延長の理由を速やかに公表します。

(B) 当該買収提案者が金融商品取引法（金融商品取引承継法令を含みます。以下同じ。）に基づく日本語で作成された有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書及び臨時報告書（これらについて提出すべき訂正届出書又は訂正報告書がある場合は当該訂正届出書及び訂正報告書を含みます。以下「有価証券届出書等」と総称します。）又は日本語で作成されたこれらの書類と同等の書類（外国語で作成された書類の日本語による要約文書は含まれないものとします。ただし、有価証券報告書、四半期報告書及び半期報告書（これらの訂正報告書を含みます。）については、金融商品取引法に定められた、有価証券報告書、四半期報告書及び半期報告書に類する書類であって英語で記載された外国会社報告書、外国会社四半期報告書及び外国会社半期報告書（これらの訂正報告書を含みます。以下「外国会社報告書等」と総称します。）並びに金融商品取引法に基づく補足書類及びこれら報告書に関する要約の日本語による翻訳文をもって足りるものとします。）を過去5年間（ただし、当該買収提案者が金融商品取引法に基づき有価証券届出書等又は外国会社報告書等の提出を行わなければならなかった時から検討期間開始日までの期間が5年に満たないときは当該期間）にわたり提出又は公表していない場合には、上記 (i) 及び (ii) の期間並びに上記 (iii) (A) により延長された期間は、さらに合理的に必要な期間延長されます。ただし、かかる延長期間は4週間を超えないものとします。当社取締役会は、本(B)に基づく期間の延長がなされる場合には、延長期間及び延長の理由を速やかに公表します。

(2) 株主意思の確認手続き

適格買付提案については、株主投票基準日から可及的速やかに、本新株予約権無償割当ての賛否に関する株主意思の確認手続きが、書面投票又はかかる目的のため開催される「株主意思確認総会」における投票（本ルールにおいて「株主意思確認の投票」と総称します。）により行われます。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会の際に合わせて開催される場合もあります。当社取締役会は、株主投票基準日までに、いずれの方法により株主意思の確認手続きを行うか及び投票権の行使方法を決定するものとします。書面投票による場合、決議は、総株主の投票権の3分の

1以上を有する株主が投票を行い、その投票権の過半数をもって行うものとします。株主意思確認総会における投票による場合、決議は、総株主の投票権の3分の1以上を有する株主が出席し、その投票権の過半数をもって行うものとします。

上記の書面投票又は株主意思確認総会において投票権を行使することのできる株主は、第4項(1)に基づき当社取締役会が定めた株主投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主とします。各株主は、株式にかかる議決権1個につき投票権1個を有するものとします。

書面投票による場合、当社が株主投票基準日現在の上記株主に対して、投票すべき議案、所定の投票日(以下「書面投票日」といいます。)までに投票用紙が当社に到着すべき旨その他当社取締役会が定める事項を記載又は添付した投票用紙を、書面投票日の3週間前までに発するものとします。

株主意思確認総会の招集手続き及び当該総会における投票権の行使方法は、法令及び当社定款に基づく定時株主総会又は臨時株主総会の招集手続き及びこれらにおける議決権行使方法に準ずるものとします。

株主意思の確認手続きにおいて、本新株予約権の無償割当てについて所定数の賛同が得られた場合、「株主による本新株予約権無償割当てへの賛同」があったものとします。

当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益が損なわれないようにするため、当社株主に対し、本新株予約権の無償割当てに賛同するよう勧誘することができるものとします。

なお、当社取締役会において、特定の提案が適格買付提案に該当するものと判断して株主意思の確認手続きを開始した場合であっても、株主意思確認の投票が完了するまでの間に、当該提案が適格買付提案に該当しないものと判明したときは、当社取締役会は、いつでも株主意思の確認手続きを中止し、第6項(1)に従って本新株予約権の無償割当手続きを開始することができます。

(3) 適格買付提案が変更される場合の取扱い

当該買収提案者が必要情報を提出した後、当該必要情報に記載した適格買付提案の内容について重要な変更を提案した場合(かかる変更が行われた買付提案を以下「変更買付提案」といいます。)、当社取締役会は、国際的投資銀行等と協議のうえ、当該変更買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益に照らし従前の適格買付提案より不利なものであると判断したときは、従前の適格買付提案について進めてきた株主意思の確認手続きを中

止し、当該変更買付提案を新たな買付提案として取り扱い、これに検討期間を新たに適用するなど本ルールをあらためて適用するものとします。

一方、当社取締役会が、国際的投資銀行等と協議のうえ、変更買付提案を当社の企業価値及び株主共同の利益に照らし従前の適格買付提案より不利なものではないと判断したときは、従前の適格買付提案のために進めてきた株主意思の確認手続きの継続が実務的に可能な限りにおいて、かかる提案（以下「改訂買付提案」といいます。）を、従前の手続きに従って検討の対象とするものとします。ただし、当該改訂買付提案に関する必要情報は全て株主投票基準日の2週間前の日までに当社取締役会に提出されていなければならないものとします。従前の手続きの継続が実務的に困難な場合や、当該日までに改訂買付提案に関する必要情報が当社取締役会に提出されない場合は、当該改訂買付提案は、当社取締役会がその裁量において特段の決定を行わない限り、従前の適格買付提案とは別の新たな買付提案として取り扱われ、検討期間を新たに適用するなど本ルールをあらためて適用するものとします。従前の適格買付提案のために進められてきた株主意思の確認手続きに従って改訂買付提案が検討の対象とされる場合、当社取締役会は、書面投票日又は株主意思確認総会の開催日を決定しているときであっても、これを株主投票基準日から3ヶ月以内の期間内で変更することができるものとします。

5. 独立委員会

(1) 独立委員会の構成

当社は、当社の社外取締役又は社外監査役の中から当社取締役会の決議に基づき選任される3名の者により構成される委員会（本ルールにおいて「独立委員会」といいます。）を設置します。

(2) 独立委員会の意見

独立委員会は、当社取締役会が、第6項（1）に定める本新株予約権の無償割当てを決議しようとする場合（ただし、第4項（2）に基づき「株主による本新株予約権無償割当てへの賛同」があったものとされた場合を除きます。）に、当社取締役会の諮問に応じて意見を述べるものとします。

6. 本新株予約権の無償割当て

- (1) 当社取締役会は、下記（i）又は（ii）の場合（なお、下記ただし書き（A）及び（B）の場合を除くことにご留意ください。）、速やかに、下記（2）に定める内容の新株予約権（本ルールにおいて「本新株予約権」といいます

す。)の無償割当てを決議し、本新株予約権の割当てを受けるべき株主を定めるための基準日(以下「割当期日」といいます。)を定めます。なお、当社取締役会は、第4項(2)に基づき「株主による本新株予約権無償割当てへの賛同」があったものとされる場合を除き、あらかじめ独立委員会に対し、下記(i)又は(ii)の場合に該当するか否か(下記ただし書き(A)及び(B)に定める場合に該当するか否かを含みます。)について諮問し、その意見を最大限尊重のうえ本新株予約権の無償割当てを行うか否かを判断するものとします。

(i) 買取者が出現する可能性のある公開買付けが開始された場合。

(ii) 「買付公表日」(買取者が出現した旨又は買取者がその議決権割合を増加させた旨を当社が何らかの方法により公表した最初の日)をいいます。以下同じ。)が生じた場合。

ただし、(A)株主意思確認の投票において本新株予約権無償割当てが否決された後、当該株主意思の確認の手続きにおいて検討の対象となった適格買付提案の条件に基づいて、速やかに、当該公開買付けが開始・実行され又は当該買付公表日が生じたものである場合、及び(B)当社取締役会が、当該買取提案者から提出された必要情報を検討した結果、当該買取提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資すると判断した後、当該検討の対象となった適格買付提案の条件に基づいて、速やかに、当該公開買付けが開始・実行され又は当該買付公表日が生じたものである場合を除きます。なお、上記(A)に記載する株主意思確認の投票が行われるためには、最低限、買取提案者の提案が適格買付提案であること及び買取提案者が本ルールに定められた手続きを遵守することが必要であることにご留意ください。したがって、例えば、買取提案者が必要情報を提出しない場合又は買取提案者が検討期間や株主意思の確認までの手続きを無視した場合等において、上記(i)記載の公開買付けが開始され又は上記(ii)記載の買付公表日が生じたときは、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを決議することになります。

公開買付けが開始されたことにより割当期日が定められた場合において、公開買付期間が延長されたときは、当社取締役会により、法令で許容される限りにおいて、一旦定められた割当期日が変更される場合があり、また、本新株予約権の無償割当てを行う前に当該公開買付けが終了し又は撤回され、これにより買取者が出現しなかったときは、法令で許容される限りにおいて、本新株予約権の無償割当ては中止されます。

(2) 本新株予約権の無償割当ての概要

本新株予約権の無償割当ての概要は以下のとおりです。

(i) 割当対象株主

割当期日の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対して本新株予約権を割り当てます。なお、当社普通株式1株についての本新株予約権の割当個数は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議において別途定める個数とします。

(ii) 本新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式

(iii) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である当社普通株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株以上で当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議において別途定める株数とします。

(iv) 本新株予約権の総数

割当期日における当社発行可能株式総数から当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社が保有する当社普通株式の数を除きます。）を減じた相当数を上限として、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議において別途定める個数とします。

(v) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権の無償割当ての決議において当社取締役会が別途定める日とします。

(vi) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は1円とします。なお、本新株予約権の保有者が本新株予約権の行使に際して払い込むべき金銭の総額に生じた1円未満の端数は、切り上げるものとします。

(vii) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間は、2ヶ月間以内で、本新株予約権の無償割当ての決議において当社取締役会が定める期間とします。また、行使期間の最終日が本新株予約権の行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

(viii) 本新株予約権の行使条件

本新株予約権の行使は、買付公表日が到来していることを条件とします。買取者が実質的に保有する本新株予約権は、いかなる場合においても、行使することができないものとします。当社は、本新株予約権の行使の条件（及び取得条項が付された場合は取得の条件）として、本新株予約権の保有者に自己が買取者ではないこと及び本新株予約権を買取者のために保有する者ではないことの確認を求め、かつ、合理的な範囲で、その根拠を示す資料の提出を求めることができるものとします。上記の確認又は資料の提出がなされない場合には、当社は、当該本新株予約権は買取者が実質的に保有するものであるとみなすことができます。

本新株予約権を有する者が、当該本新株予約権の行使により将来発行されるべき当社株式を買取者に対して譲渡する旨合意しているときは、当社は、当該本新株予約権は買取者が実質的に保有するものであるとみなすことができます。本新株予約権の割当てを受けた株主が、割当期日現在において保有する株式を買取者に対して譲渡したとき又は譲渡する旨合意したときは、当社は、当該株式に対して割り当てられた本新株予約権の行使により将来発行されるべき株式について、買取者に対する譲渡が合意されたものとみなすことができます。

本ルールの規定に違反して譲渡された本新株予約権は、行使することができないものとします。

(ix) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

(x) 当社による本新株予約権の取得

- (A) 第7項の規定に従って本ルールが廃止された場合、当社は、廃止の時点において既に割当て済みの本新株予約権を全て無償で取得することができます。

- (B) 買付公表日が到来するまでの間、当社取締役会が裁量により適切と判断するときはいつでも、当社は、当社取締役会が定める日をもって本新株予約権を全て無償で取得することができます。
- (C) 当社は、当社取締役会が別途定める日（以下「取得日」といいます。）において、上記（viii）の規定により本新株予約権を行使することができない者以外の者が有する新株予約権のうち、取得日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができます。また、取得日より後に、上記（viii）の規定により本新株予約権を行使することができない者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、取得日より後の当社取締役会が別途定める日において、当該者の有する新株予約権のうち、当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。なお、当社取締役会は、発行可能株式総数等を考慮のうえ、本新株予約権の無償割当ての決議の際に、当社普通株式と引換えに取得することができる上記の本新株予約権に代え又はこれとともに、当社のその他の一定の株券等又は当社の株券等以外の一定の財産と引換えに取得することができる新株予約権を本新株予約権として無償割当てすることもあります。
- (xi) その他の事項
本ルールに定める事項のほか、本新株予約権無償割当てに関して法令上必要とされる事項は、当社取締役会において定めます。なお、当社取締役会は、本ルールに従って、本新株予約権の無償割当てを中止し又は本新株予約権を無償で取得する場合がありますが、買収提案者が買付けを一旦撤回した後同等の提案を再度行ってきた場合等買収提案者の行為に応じて、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことがあります。

7. 有効期間、補足、変更及び廃止

(1) 有効期間

本ルールの有効期間は、平成29年6月28日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。当社は、株主総会の際に出席株主の議決権の過半数の賛同を得たうえで、本ルールの有効期間を3年間更新することができるものとし、その後も同様とします。

本(1)に基づく本ルールの有効期間の更新がなされないときは、本ルールは廃止されるものとします。本(1)に基づき本ルールの有効期間が更新された場合又は更新されずに本ルールが廃止された場合、当社は、速やかにその旨を公表します。ただし、株主その他の関係者に対する通知は行いません。

(2) 有効期間中の廃止

本ルールは、上記(1)の有効期間中であっても、下記(i)又は(ii)の事由のいずれかが生じた時点で廃止されるものとします。

(i) 適格買付提案に関する本新株予約権の無償割当てが株主意思確認の投票において否決された後、当該適格買付提案に従って行われる買付けにより、買取者が当社の株券等を議決権割合で過半数保有するに至った時点

(ii) 下記(4)の規定に基づき、当社取締役会の決議により本ルールが廃止される時点

本(2)に基づき本ルールが廃止された場合、当社は、速やかにその旨を公表します。ただし、株主その他の関係者に対する通知は行いません。

(3) 株主総会による本ルールの補足又は変更

当社は、株主総会の際に出席株主の議決権の過半数の賛同を得たうえで、本ルールを補足又は変更することができるものとします。なお、この場合の定足数は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上とします。本(3)に基づき本ルールの補足又は変更が行われた場合、当社は、速やかにその旨を公表します。ただし、株主その他の関係者に対する通知は行いません。

(4) 当社取締役会による本ルールの補足、変更及び廃止

上記(3)の定めにかかわらず、当社は、法令若しくは金融商品取引所の

規則の新設若しくは改廃に伴い本ルールの条項に修正を加えることが適切である場合、又は内容の実質的変更を伴わない本ルールの形式的な文言修正（第8項及び別紙に記載の当社の住所・宛名の変更に伴う修正を含みます。）が必要な場合は、当社取締役会の決議により、当該条項を必要最小限の範囲で補足又は変更することができるものとします。

当社は、当社取締役会の決議により、いつでも本ルールを廃止することができます。なお、総株主の議決権の100分の1以上の議決権又は300個以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主（ただし、買収提案者は除きます。複数の株主により当該要件を満たす場合には、当該株主らが単一の書面により行うものとします。）は、有効期間内の毎事業年度末日の4週間前から毎事業年度末日までの間に当社取締役会に対して本ルールの廃止に関し、書面により意見を表明することができるものとします。当該意見表明がなされた場合、当社取締役会は、本ルールの廃止について審議するものとします。この場合、当社取締役会は、上記株主の意見を十分に検討し、また、当社の社外取締役及び社外監査役を含めた監査役の意見を尊重のうえ、上記の審議を行い、廃止が妥当と判断した場合、必要な決議を行います。

本（4）に基づき本ルールの補足、変更又は廃止が行われた場合、当社は、速やかにその旨を公表します。ただし、株主その他の関係者に対する通知は行いません。

8. 通 知

本ルールに基づき本新株予約権の保有者が当社に対して行うことが可能又は必要な通知又は請求は、以下に記載する住所・宛先（ただし、当社が書面をもってこれと異なる住所・宛先を指定した場合は当該住所・宛先）にて交付し又は当該住所・宛先に対し料金支払済の郵便により送付することを要します。

名 称	高周波熱錬株式会社
住 所	〒141-8639 東京都品川区東五反田二丁目17番1号
担当部署	管理本部企画管理部

本ルールに基づき当社が本新株予約権の保有者に対して行うことが可能又は必要な通知又は請求は、当社の新株予約権原簿に記載又は記録された当該保有者の

住所・宛先にて交付し又は当該住所・宛先に対し料金支払済の郵便により送付するものとします。本項に定める方法により本新株予約権の保有者に宛てて通知が郵送された場合、当該保有者が受領したか否かを問わず、通知がなされたものとみなします。

9. 権利行使の停止

第6項の定めにかかわらず、当社が、法令（外国の法令を含みます。本項において以下同じ。）を遵守するために、何らかの措置を講ずること又は講ずる必要があることを決定した場合、当社は、その措置を講ずるため又は当該法令を遵守するために、法令で許容される限りにおいて、合理的な期間にわたり本新株予約権の行使を停止することができます。上記の停止が行われた場合、当社は、速やかに、本新株予約権の行使が停止された旨を公表します。ただし、法令で許容される限りにおいて、本新株予約権の保有者その他の関係者に対する通知は行いません。

10. 準拠法

本ルール及び本ルールに基づき無償割当てされる本新株予約権は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。

別紙

高周波熱錬株式会社が定める「株式の大量買付けに関する適正ルール（「株主意思確認型」買収防衛策）」（「本ルール」）に基づく必要情報の当社取締役会に対する提出は、下記に示す事項を日本語にて記載した書面（以下「本書面」という。）を〒141-8639 東京都品川区東五反田二丁目17番1号 高周波熱錬株式会社管理本部企画管理部宛に送付することにより行うものとする。なお、以下において特に定義された場合を除き、用語の定義は本ルールに定められたところに従う。

1. 買収提案者に関する情報

買収提案者、買収提案者の共同保有者又は特別関係者に該当する者、買収提案者を直接又は間接に支配する者（上記で既に言及されている者を除く。当該買収提案者を究極的に支配し、他のいかなる者からの支配も受けていない者（以下「究極の親会社等」という。）を含む。）、究極の親会社等の共同保有者又は特別関係者に該当する者（上記で既に言及されている者を除く。）、買収提案者又は究極の親会社等が法人の場合は、それぞれの取締役、監査役及びその他の役員（上記で既に言及されている者を除く。）並びに買収提案者又は究極の親会社等と当該買収提案者に関し協調して行動している者（上記で既に言及されている者を除く。）（以下「開示者」と総称する。）の名称、住所及び電話番号（自然人の場合は勤務先の住所及び電話番号）並びに買収提案者以外の各開示者と各買収提案者との関係についての説明を記載する。

また、開示者が自然人である場合、5年前より現在に至る主たる職歴（同期間中に勤務ないし職務に従事した法人又はその他の団体の主たる業務及び住所、各職務の始期及び終期を含む。）、年齢及び国籍を記載する。

開示者が法人又はその他の団体である場合、かかる法人の主たる業務及び設立準拠法を記載し、かつ過去5年間（設立から5年未満のときは、設立時以降）の単体ベース及び連結ベースの財務諸表（連結ベースの財務諸表については、監査済みのものとする。ただし、最終の財務諸表について監査未了の場合は、当該財務諸表については監査済みであることを要しない。）を提出する。また、日本において有価証券報告書提出会社である場合は、過去5年間分（有価証券報告書提出会社となってから5年未満のときは、有価証券報告書提出会社となったとき以降）の有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書及び臨時報告書並びにこれらに関する訂正届出書又は訂正報告書がある場合は、当該訂正届出書及び訂正報告書を提出する。

さらに、各開示者に関し、(i) 過去10年間に於いて刑に処されたことがあるか否か（交通反則金処分及び軽犯罪を除く。）、もしある場合にはその罪名、科された刑罰（又は処分）の内容及び関与した裁判所名、並びに (ii) 過去10年間に於

いて、司法・行政手続きにより、証券取引法、金融商品取引法、商法、会社法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）又は環境に関する法令（外国等におけるこれらに相当する法令を含む。）に違反する行為を認定しもしくは違反する行為の差止めを命ずる判決、決定もしくは命令等を受け、又はそのような判決、決定もしくは命令等を求める司法・行政手続きの対象とされたことがあるか否か、その他当社株主が意思決定を行うに当たり重大な影響があるものと合理的に考えられる訴訟の当事者となったことがあるか否か、またこれらに該当する場合において現に受けたもしくは求められた判決、決定又は命令の内容を記載する。

また、各開示者が現在日本国又は外国等において関与している重要な訴訟その他の係争の内容を記載する。

2. 当社有価証券の取引状況

各開示者が保有する当社の全ての有価証券、過去180日間において各開示者が行った当社有価証券にかかる全ての取引（取引の性質、価格、取引の場所及び方法、取引の相手方を含む。）、及び当社有価証券に関して各開示者が締結した全ての契約、取決め及び合意（口頭によるものを含み、また履行可能性の有無を問わない。）を記載する。

3. 提案条件

各開示者が行おうとする公開買付け又はその他の提案の条件（買付けの方法、取得予定の有価証券の総数及び種類、対価の金額・種類、買付期間終了予定日、決済の開始予定日、公開買付期間延長の可能性（公開買付期間延長の可能性がある場合には、延長後の期間に対応する決済の開始予定日も含む。）、撤回・変更権の有無、対価の引下げの条件の有無及びその内容、公開買付けその他の取引にその他の条件を付す場合はその条件、条件変更の方法（変更前に応募した者の取扱いを含む。）、当該公開買付けの対象が全株式を対象としていない場合は按分比例方式による取得に関する事項、二段階買付けの予定の有無、二段階買付けを予定している場合はその内容、及び当該公開買付けその他の取引にかかる税効果を含む。）を記載する。対価については、その算定根拠を具体的に記載し、その対価が時価と異なる場合や各開示者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容を記載する。株券等の種類に応じて対価を異にする場合には、その差額について、換算の考え方等の内容を具体的に記載する。さらに、対価の算定の際に第三者の意見を聴取した場合には、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて対価を決定するに至った経緯を具体的に記載する。

4. 取引の目的・当社の株券等の取得後の計画

- (i) 当社の支配権取得又は経営参加を目的とする場合には、支配権取得又は経営参加の方法及び支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画について具体的に記載する。組織再編成（金融商品取引法第2条の2第1項及び同法施行令に定めるもの）、企業集団の再編、解散、株式譲渡、事業譲渡、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社の経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性も記載する。
- (ii) 純投資又は政策投資を目的とする場合には、当社の株券等を取得した後の当該株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針並びにそれらの理由を記載し、長期的な資本提携を目的とする政策投資として当社の株券等の取得を行う場合には、その必要性を具体的に記載する。
- (iii) 当社の株券等を取得した後、開示者以外の第三者に譲渡することを目的とする場合には、当該第三者を買収提案者とみなして、当該第三者について、上記第1項の買収提案者に関する情報と同等の情報を記載するとともに、当該第三者の公開買付者との関係、譲受けの目的及び本書面提出日において所有する当社の株券等の数を記載する。
- (iv) 当社の株券等を取得した後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由について具体的に記載する。

5. 資金の裏付け

各開示者が行おうとしている当社の株券等に関する公開買付け又はその他の方法による当社の株券等の取得に使用される資金の総額及びその調達方法、資金調達に関する重要な条件（契約の相手方、条件、担保の供与、金利等を含むがこれらに限られない。）及び借入金に関する返済計画を記載する。

6. 当社との取決め

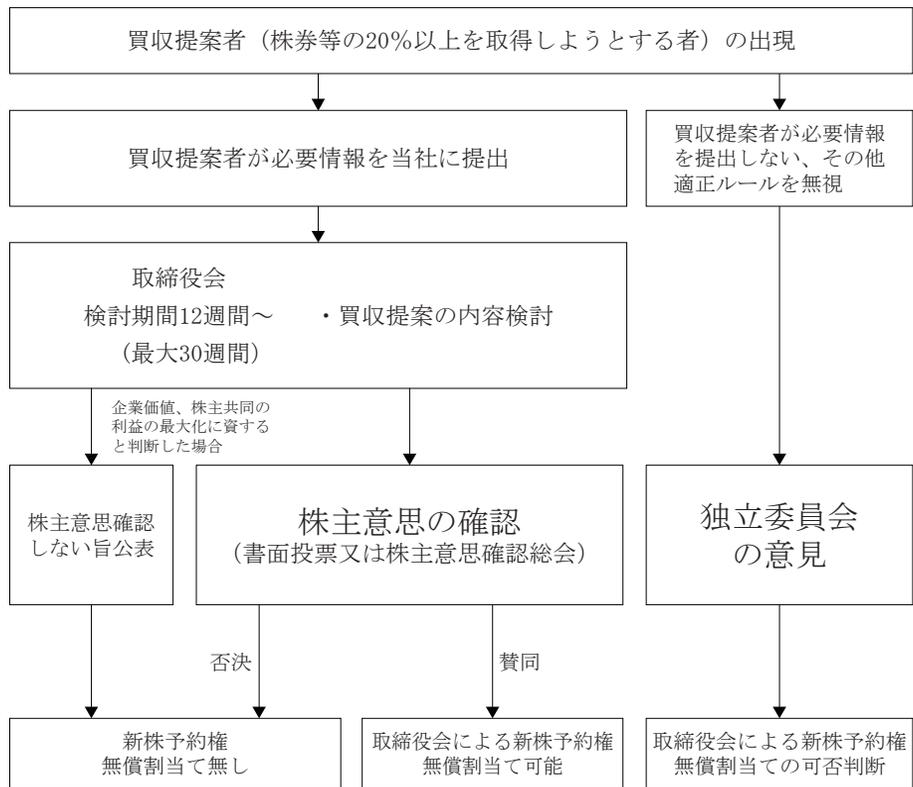
開示者と、当社、当社経営陣又は当社関係会社との間における、既存の又は検討中の重要な契約、取決め又は合意について記載する。

7. 法令に基づく許認可等

- (i) 買収提案に関し適用される可能性のある日本国又は外国等に存する法令等に基づく規制事項、日本国もしくは外国の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法又はその他の法令等に基づく承認又は許認可の有無を記載する。
- (ii) 上記 (i) に関し、遵守すべき規制事項の詳細、遵守するために必要な事項の詳細、取得すべき承認又は許認可の詳細、承認又は許認可が得られる見通しについて判断するために必要な具体的情報を記載する。

【別紙2】

(参考) 株式の大量買付けに関する適正ルールにおける、買収提案者の出現から、本
新株予約権の無償割当て可否決定に至る手続きの流れ



(参考) 独立委員会の委員について

当社は、本日開催の取締役会において、適正ルールに基づき当社に設置される独立委員会の委員として、当社社外取締役の寺浦康子氏及び花井嶺郎氏並びに当社社外監査役の吉峯寛氏の3名を選任いたしました。なお、この選任は、本年定時株主総会で適正ルールについて株主様のご承認が得られることを条件とし、また、寺浦康子氏については、本年定時株主総会において当社社外取締役に再任されること、花井嶺郎氏については、本年定時株主総会で選任されることを条件といたします。各氏の略歴については、以下のとおりであります。

なお、各委員が当社の社外取締役又は社外監査役を退任した場合は、委員としての任期も終了いたします。(ただし、株主総会において社外役員として再任された場合は、任期を継続いたします。)この場合、当社取締役会は後任の委員を社外取締役又は社外監査役の中から速やかに選任したうえで、これを公表いたします。

【独立委員会委員の略歴】

氏名 寺浦 康子 (てらうら やすこ)

略歴 昭和45年10月16日生

平成12年4月 弁護士登録 (第一東京弁護士会)

平成18年10月 アメリカ合衆国ニューヨーク州弁護士資格取得

平成22年3月 エンデバー法律事務所設立、同事務所パートナー弁護士
現在に至る

平成26年6月 当社取締役 (社外取締役)

現在に至る

氏名 花井 嶺郎 (はない みねお)

略歴 昭和22年7月19日生

昭和47年4月 日本電装株式会社 (現株式会社デンソー) 入社

平成12年3月 名古屋工業大学工学博士号取得

平成18年6月 株式会社デンソー専務取締役

平成20年6月 アスモ株式会社代表取締役社長

氏名 吉峯 寛 (よしみね ひろし)
略歴 昭和26年8月10日生
昭和49年4月 株式会社三菱銀行 (現株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行
平成14年6月 同行執行役員
平成14年9月 三菱証券株式会社 (現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) 常務執行役員
平成19年6月 国際投信投資顧問株式会社 (現三菱UFJ国際投信株式会社) 代表取締役副社長
平成19年10月 同社代表取締役社長
平成22年6月 同社代表取締役会長
平成24年6月 当社監査役 (社外監査役)
現在に至る
平成25年6月 公益財団法人三菱経済研究所副理事長
現在に至る

以 上

